

【江別市自治基本条例 条文に対する提言とアンケート項目】

条 項	主な取り組み事例	H29.3提言書	アンケート
第1章 総則(第1条～第5条)			
第1条 目的		市民にとって、条例の内容がより分かりやすいものとなるよう、これまでの解説書については、更なる改善が必要です。さらに、条例のポイントとなる部分について、市民の目に留まる、手に取ってもらえるような、分かりやすく、親しみやすいパンフレットを市民のアイデアも取り入れながら作成するなど、新たな取り組みも必要と考えます。また、より多くの市民にこれらの条例を知ってもらうためには、自治会や大学、市民活動団体、関係団体のイベントなど、さまざまな機会をとらえて、分かりやすい資料で条例が目指すまちづくりの内容をPRしていく	問3 市民自治の最高規範として、市民の手で作られた「江別市自治基本条例」を知っていますか。 問5 自治基本条例の解説書は、条例の内容が分かりやすく記載されていましたか。 問6 自治基本条例のリーフレットは、分かりやすく親しみやすいと思いますか。
第2章 市民			
第6条 市民の権利 市民は、市政に関する情報について知る権利を有する。 2 市民は、市政に参加する権利を有する。 3 市民は、街づくりに関する意見を表明し、提案する権利を有する。	第1項⇒第6章を参照 第2項⇒第7章を参照 第3項⇒第7章を参照		
第7条 市民の責務 市民は、まちづくりの主体であることを自覚し、互いの活動の自主性および自立性を尊重し、協力しながら市民自治によるまちづくりの推進に努めるものとする。 2 市民は、まちづくりに参加するに当たっては、自らの発言及び行動に責任を持つものとする。 3 市民は、市政に関する認識を深め、市と協働して地域社会の発展に寄与するよう努めるものとする。	・まちづくりアンケート等各種調査への回答 ・パブリックコメントへの意見提出 ・出前講座の利用による情報の取得 ・防災訓練や避難所運営訓練等への参加	市民自治のまちづくりには、市民のまちづくりに対する自主性、自立性を最大限尊重したうえでの参加が不可欠であり、市民が自主的にまちづくりに取り組めるよう、この条例に規定されている市民の責務についての趣旨を、条例の啓発に併せて積極的にアピールしていくことが必要です。	
第8条 事業者の責務 事業者は、地域社会を構成する市民の一員としての社会的役割を認識し、地域社会との調和を図りながら市民自治のまちづくりの推進に寄与するよう努めるものとする。	・江別市におけるマイバック等持参促進及びレジ袋削減に関する協定を6社及び市民活動団体と締結(H20年度) ・民間企業等と災害時協力協定を締結 ・(株)ノーザンフロンティアと「環境学習等に関する協定書」を締結(H24年度)		
第3章 議会及び議員			
第9条 議会の役割と責務 議会は、選挙により信託を受けた議員によって構成される議決機関であり、本市の重要な意思決定を行うとともに、市長等による事務の執行を監視及びけん制し、市民の意思を政策形成に反映させるものとする。 2 議会は、まちづくりの課題を明らかにし、審議の過程その他議会の活動に関する情報を市民に提供し、市民に開かれた議会運営に努めなければならない。	・年4回、市議会だよりを発行(S60～) ・議会ホームページの開設(H15～) ・委員会傍聴者に対する資料の提供(閲覧用)(H24～) ・議会基本条例の制定(H25) ・委員会における請願者の陳述機会の確保(H25～) ・本会議のインターネット中継の実施(H26～) ・議会報告会の開催(H26～)		
第10条 議員の責務 議員は、市民の信託に応え、総合的視点に立ち、公平、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。 2 議員は、広く市民の声を聴くことにより市民の意思を把握し、これを政策形成に反映させるよう努めなければならない。 3 議員は、自らの活動及び議会の活動を市民に分かりやすく説明し、情報提供に努めなければならない。 4 議員は、議会における審議及び政策立案活動の充実を図るため、積極的に調査研究に努めなければならない。	・一般質問における一問一答方式の実施(H24～) ・委員会における自由討議の実施(H25～) ・議案に対する賛否の公開(H26～)		

条 項	主な取り組み事例	H29.3提言書	アンケート
第4章 市長及び職員			
第11条 市長の役割と責務 市長は、市民から信託を受けた本市の代表者として、この条例を遵守し、市民自治のまちづくりを推進しなければならない。 2 市長は、公平かつ誠実な行政運営を行わなければならない。 3 市長は、市政に関する情報を市民に分かりやすく説明しなければならない。 4 市長は、補助機関である職員の能力向上を図るとともに、効率的な組織の運営に努めなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> ・自己研修の支援、職場研修、職場外研修の実施 ・育児休業中の職員に対し、通信講座等の研修に関する情報を提供 ・江別市職員の仕事・子育て・女性活躍推進に関する行動計画～特定事業主行動計画～の策定(H28) 		
第12条 職員の役割と責務 職員は、この条例を遵守し、市民の視点に立って公正かつ効率的に職務を遂行しなければならない。 2 職員は、市民自治によるまちづくりを推進するために必要な能力の向上に努めなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> ・新人職員研修の一単位として自治基本条例について説明(H27 33名受講) ・5年目以降の職員の政策形成、政策法務基礎研修を、市民自治によるまちづくりを推進するために必要な能力の向上のため実施 ・新規採用内定者へ条例啓発パンフレット送付 	市の職員への条例に関する研修を充実させ、理解を一層深めていただくことを望みます。	
第5章 行政運営			
第13条 総合計画 市は、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、総合計画を策定するものとする。 2 市は、総合計画を策定するに当たっては、多くの市民意見を反映させるため、必要な情報提供に努めるとともに、市民参加を積極的に進めるものとする。 3 市は、総合計画の達成目標を明らかにするとともに、その内容及び進行状況に関する情報を市民に分かりやすく提供するものとする。 4 市は、総合計画が社会の変化に対応できるよう検討を加え、必要に応じて見直しを行うものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり市民アンケート及び行政評価による進行管理及び公表(H16～) ・第6次総合計画策定に係る各界各層との意見交換の開催(H23) ・第6次総合計画策定に係るえべつ未来市民会議(H24) ・第6次総合計画策定に係る行政審議会(H24～H25) 		
第14条 財政運営 市長は、財政の状況を的確に把握し、予算の編成に当たっては、総合計画及び行政評価の結果を反映させることにより、将来的な財政見通しに立った健全な財政運営に努めなければならない。 2 市長は、財政状況に係る情報並びに予算及び決算に係る情報を市民に分かりやすく公表することにより、財政運営の透明性の確保に努めなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> ・予算編成方針の公表、予算編成に対するパブリックコメント(H21～) ・「絵で見る江別市予算案」をHPで公表(H21～) ・年1回、「財政の現状と課題」の公表(H21以前から) 		
第15条 行政評価 市長等は、効果的かつ効率的な行政運営を図るため、行政評価を実施し、その結果を施策等に反映させるとともに、市民に分かりやすく公表するものとする。 2 市長等は、市民、専門家等による外部評価の仕組みを整備するよう努めなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> ・年2回、評価表(評価版・改革版)を公表(H16～) ・江別市行政評価外部評価委員会を設置し、市民の目線による外部評価の仕組みを導入(H22～) 		
第16条 政策法務 市は、自主的な政策活動を推進するため、必要に応じて条例、規則等の制定及び改廃を行うとともに、法令等の調査研究を重ね、主体的かつ適正な解釈に努めなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> ・政策法務基礎研修を実施 		

条 項	主な取り組み事例	H29.3提言書	アンケート
<p>第17条 危機管理・防災 市長等は、市民の生命、身体及び財産を保護するため、情報の収集及び提供並びに必要な対策を実行できる体制の整備に努めなければならない。 2 市長等は、市民の防災意識の向上を図るとともに、災害発生時に備え、市民、事業者及び関係機関との連携及び協力を図るよう努めなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練(H21～) ・避難所運営訓練(H23～) ・災害対応物品整備(H17～) ・災害状況をHP及び災害状況自動案内装置により市民に広報 ・冬期落雪事故予防研修会(H18～) ・緊急貯水槽での応急給水訓練実施 ・北海道下水道災害対策会議幹事会および訓練 ・避難行動要支援者名簿の作成(H26～) ・登録制メールで災害情報・避難情報等を発信(H27～) 	<p>全国で発生している大規模災害は、江別市民にとって決して他人事ではなく、市の防災、減災対策の充実はもとより、市民の防災・減災意識の向上や災害弱者と言われる方々への支援について、自治会などと一層の連携を図っていくべきと考えます。</p>	<p>問27 市民の防災・減災意識の向上や災害弱者への支援について、自治会等との連携が図られていると思いますか。</p>
<p>第18条 行政手続 市長等は、行政運営における公正の確保及び透明性の向上を図るため、処分、行政指導等に関する手続きを定めるものとする。 2 行政手続に関し必要な事項は、別に条例で定める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続条例に規定(H10年施行) 		
<p>第19条 外部監査 市は、適正で効率的な行政運営を確保するため、必要に応じて外部の監査人その他第三者による監査を実施することができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実施なし 		
<p>第20条 公益通報 市長等は、市政の適法かつ公正な運営を確保するために、違法な行為について通報を行った職員等が、通報により不利益を受けないよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・内部通報及び外部通報受付窓口を設置(江別市職員等からの公益通報に関する要綱、江別市外部労働者からの公益通報に関する要綱)(H20～) 		
第6章 情報共有の推進			
<p>第21条 情報共有 市は、まちづくりに関する情報を市民と共有するため、速やかに、かつ、分かりやすく情報提供するとともに、制度及び体制の充実に努めるものとする。 2 市は、市民からの意見、要望、提案等に対し、速やかに、かつ、誠実に対応するとともに、市民と情報を共有するため、必要に応じてその対応状況を公表するよう努めなければならない。 3 市民は、まちづくりに関する情報を共有するため、これに対する関心を高め、必要な情報の収集に努めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・江別市公式HPの改修・充実(H22・H23)、携帯電話サイト運用開始(H22～) ・広報えべつ発行(S25～、月1回) ・市の出前講座による情報提供(H23～) ・リーフレットやパンフレットの発行 ・市民が傍聴できる会議等をHPで公表 ・各種計画の進捗状況の公表 ・各種事業の説明会開催 ・定例記者発表(H22～) ・市HPフォトグラフえべつ(H21.3～) ・在住外国人に向けた生活情報の提供 ・SNSでの情報発信(H28.4～) ・市民参加予定事業の公表(H25～ 4月・10月) ・市民参加実施状況の公表(H28～) ・大学版出前講座の実施(H27～) ・市民活動団体版出前講座の実施(H28～) 	<p>まちづくりに関する情報を市と市民が共有することは、市民自治の前提であることから、まちづくりに関する情報をホームページや広報などでお知らせする際には、より見やすく、より分かりやすく、といった視点で、高齢者などに配慮したものとなるよう一層努力していただきたいと考えます。また、ホームページが見られない方へのまちづくりに関する情報提供の在り方についても検討されることを望みます。</p> <p>さらに、まちづくりについて、市民からの意見、要望、提案、苦情などを受け付ける「市民の声」については、行政内部での情報共有にとどまることなく、内容によっては、今後市民にも公表していくべきと考えます。</p>	<p>問7 江別市からのお知らせは、主にどのようなものを利用して入手していますか。 問8 江別市や自治会、活動団体などが行っている、まちづくりに関する情報を得やすくするために何が必要だと思いますか。 問9 江別市のホームページや広報誌が、高齢者などに配慮したわかりやすい内容になっていると思いますか。</p>
<p>第22条 情報公開 市は、市民の市政に関する情報について知る権利を尊重し、市政に関する情報を公正かつ適正に公開するものとする。 2 情報公開に関し必要な事項は、別に条例で定める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・情報公開条例に規定(H8年施行)、運用 ・公文書公開請求等の受付 ・審議会等に関する会議の公開 		<p>問29 情報公開制度があることを知っていますか。 問30 自治基本条例では、市民参加を推進するために、市政に関する情報について知る権利を尊重し、情報を公正かつ適正に公開することを定めています。江別市は、この趣旨にのっとり、適正に情報を公開していると思いますか。</p>

条 項	主な取り組み事例	H29.3提言書	アンケート
<p>第23条 個人情報の保護 市は、個人情報の収集、利用、提供、管理等を適正に行うとともに、自己に係る個人情報の開示、訂正等を請求する市民に対し適切な措置を講じなければならない。 2 個人情報の保護に関し必要な事項は、別に条例で定める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護条例(H14年施行) ・個人情報開示請求等の受付 ・情報セキュリティ監査として外部業者に委託し、個人情報の取り扱いなどの注意啓発 		<p>問31 個人情報保護制度があることを知っていますか。 問32 江別市では、条例や制度の趣旨にのっとり、適正に個人情報を保護していると思いますか。</p>
<p>第7章 市民参加・協働の推進</p>			
<p>第24条 市民参加の推進 市は、まちづくりへの市民参加を推進するため、制度の充実に努めるものとする。 2 市は、政策の立案、実施及び評価の各段階における市民参加を推進し、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。 3 市は、市民参加において、性別、年齢、障がいの有無、経済状況、宗教、国籍等によって市民が不当に不利益を受けないよう配慮するものとする。 4 市長等は、広く市民の意見を聴き、その意見を反映させるための仕組みづくりに努めなければならない。 5 市民参加に関し必要な事項は、別に条例で定める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・附属機関等の設置 ・パブリックコメントの実施 ・市民説明会の開催 ・ワークショップの開催 ・アンケート調査の実施 ・市民参加条例の制定、施行(H27～) 	<p>市民参加条例に規定されている附属機関等(審議会、委員会、協議会など)やパブリックコメントは、「参加の仕方が分からない」との意見も多く、これらの方法が市民にとって、より身近な存在となるよう、参加手続きや制度そのものについて、一層のPRに力を入れていただきたいと思います。</p>	<p>問10 平成27年10月に施行された「江別市市民参加条例」を知っていますか。 問11 問10で1～3のいずれかを回答した方にお尋ねします。「江別市市民参加条例」を何で知りましたか。 問12 市民参加の方法として、市民参加条例では以下のものを定めています。これまでに参加したことがあるものを選んでください。 問13 江別市は市民参加の機会が十分にあると思いますか。 問14 市民参加を推進するためには、何が有効だと思いますか。 問15 以下の市民参加の方法について、多くの市民に参加してもらうためには、何が重要だと思いますか。 問16 附属機関やパブリックコメント等の参加手続きや制度はわかりやすくPRされていると思いますか。 問17 附属機関等の委員を公募する際に、多くの市民が参加していると思いますか。 問18 条例第24条「市民参加の推進」の条文について、ご意見があれば記入願います。</p>
<p>第25条 市民協働の推進 市民及び市は、協働のまちづくりを推進するための環境づくりに努めなければならない。 2 市は、市民のまちづくり活動における自主性及び自立性を尊重し、必要な制度の整備を行うものとする。 3 市は、市民が協働のまちづくりに参加しないことにより、不当に不利益を受けないよう配慮するものとする。 4 市民協働の推進に関し必要な事項は、別に条例で定める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会活動への支援(・江別市自治会連絡協議会への補助、) ・自治会活動の手引き作成(H26) ・自治会活動担い手育成セミナー開催(H26～)など) ・江別市と自治会やNPO、市民活動団体または企業等との協働事業 ・協働のまちづくり活動支援事業 	<p>条例アンケートにおいて、協働について、「分からない」との回答が5割強であったことから、現在行っている小・中学生への啓発活動を継続するほか、自治会や大学、市民活動団体などの協力も得ながら、協働の意識啓発の強化を図っていくことが必要です。</p> <p>また、条例アンケートにおいて、5割弱の人がまちづくり活動(自治会、市民活動団体、ボランティア団体の活動など)に参加するには、「きっかけが必要」と回答しており、今後も、自治会や大学、市民活動団体などの協力も得ながら、多くの市民がまちづくり活動に参加しやすい環境づくりについて、検討すべきと考えます。</p> <p>一方、市の協働のパートナーである自治会や市民活動団体においては、担い手不足や財政難が課題となっており、現在行っている担い手の育成を目的としたセミナーや協働のまちづくり活動支援事業の更なる充実を図るほか、活動についてのPRがより効果的なものとなるよう、それぞれの団体と共に取り組んでいくことを望みます。</p>	<p>問19 上記の説明にあるように、江別市は「協働」によるまちづくりが進んでいると思いますか。 問20 「協働」についての意識啓発が、図られていると思いますか。 問21 自治会や市民活動団体、ボランティアなどで、まちづくり活動に参加したことがありますか。 問22 まちづくり活動に参加するにあたって何が重要だと思いますか。 問23 問22の設問にある「2. 活動する場所」として次の施設を知っていますか。 問24 自治会や市民活動団体の担い手の育成を目的としたセミナーが適切に実施されていると思いますか。 問25 自治会や市民活動団体の活動が、効果的にPRされていると思いますか。 問26 条例第25条「市民協働の推進」の条文について、ご意見があれば記入願います。</p>
<p>第8章 住民投票</p>			
<p>第26条 住民投票 市は、市政に関する重要事項について、直接、住民(市内に住所を有する者(法人を除く。)をいう。)の意思を確認するため、住民投票を行うことができる。 2 市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。 3 住民投票を実施しようとするときは、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・個別設置型のため実績なし 	<p>住民投票や地方自治法に規定されている直接請求については、市民にとってなじみの薄い制度であることから、解説書において、その手続きなどを分かりやすく記載する必要があります。</p>	<p>問28 自治基本条例の解説書に、住民投票や直接選挙の制度について、分かりやすく記載されていると思いますか。</p>

条 項	主な取り組み事例	H29.3提言書	自治基本条例アンケート
<p>第9章 他の自治体等との連携及び協力</p> <p>第27条 他の自治体等との連携及び協力 市は、共通するまちづくりの課題を解決するため、広く他の自治体及び関係機関と相互に連携し、協力するよう努めるものとする。</p> <p>2 市は、政策を実施するため必要があるときは、北海道及び国と連携を図りながら協力するとともに、北海道及び国に対して適切な措置を講ずるよう提案するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣市交流事業の開催(H6～) ・札幌広域圏組合との連携、協力 ・大学連携事業(地域活性化と産学官連携体制の強化) ・石狩地方開発促進期成会における要望・提案書の提出 ・北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区計画を、北海道・札幌市等と連携して推進 ・市内大学、食品加工研究センターと連携した食関連産業の立地環境の整備 ・道央圏連絡道路整備促進期成会における要望活動 ・江別南空知4町医療連携協議会の開催 ・地域医療連携(オンラインによる患者医療情報の提供) ・学生地域定着自治体連携事業の実施(H27～) ・自己採取HPV検査実施に関する北海道大学・北海道対がん協会との連携協定締結(H28～) ・えべつ市民カレッジ(H26～) ・札幌市水道局との災害時相互応援、人材育成・組織力強化に関する取り組みについての連携協力 		
<p>第10章 市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価</p> <p>第28条 市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価 市は、市民自治によるまちづくりに関する施策又は制度がこの条例の趣旨に沿って整備され、又は運用されているかについて評価し、必要な見直しを行うための仕組みを整備するよう努めなければならない。</p> <p>2 市は、前項の規定による評価に当たっては、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自治基本条例検討委員会の設置 	<p>市民によるまちづくりに関する評価は、これまで行政評価外部評価委員会や毎年行うまちづくり市民アンケート、附属機関等への市民委員の登用やパブリックコメントといった市民参加などさまざまな方法で行われています。</p> <p>今後においても、市民参加条例第12条に基づく市民参加の状況の公表の際は、条例上の手続きが適正に行われているかの点検結果も併せて公表するなど、より適切で、有効な評価ができる手法や仕組みについて検討していくことが必要であると考えます。</p>	
<p>第11章 条例の見直し</p> <p>第29条 条例の見直し 市は、この条例の施行の日から起算して4年を超えない期間ごとに、この条例の規定について検討し、その結果に基づいて見直しを行うものと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自治基本条例検討委員会において検証予定 		